

# 福島県新型コロナウイルス感染症対策基本方針

令和 2 年 3 月 3 1 日

福島県新型コロナウイルス感染症対策本部

3月28日、国の新型コロナウイルス感染症対策本部が新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という。）第18条第1項に基づく基本的対処方針を定めたことから、この方針を受け、今後の講じるべき対策について下記により県の基本方針を定める。

記

## 1 現在の状況

国内では感染経路の不明な患者が増え、今後、爆発的な感染拡大を伴う大規模な流行につながりかねない状況であり、本県でもいつ大規模な流行が発生するか分からない状況であることから、県内の流行を抑えるための対策を講じることが重要である。

## 2 全般的な方針

- 情報提供・共有及びまん延防止策により、各地域においてクラスター等の封じ込め及び接触機会の低減を図り、感染拡大の速度を抑制する。
- サーベイランス・情報収集及び適切な医療の提供により、高齢者等を守り、重症者及び死亡者の発生を最小限に食い止めるべく万全を尽くす。
- 的確なまん延防止策及び経済・雇用対策により、社会・経済機能への影響を最小限にとどめる。

## 3 対策実施に関する重要事項

### (1) 情報提供・共有

ア 県は、県民に対して、正確でわかりやすく、かつ状況の変化に即応した情報提供と呼びかけを行い、行動変容に資する啓発を進める。

- ・ 国内外及び県内発生状況や県の対策に関する情報提供
- ・ 手洗い、咳エチケット等の徹底、体調不良が見られた場合の休暇取得、学校の欠席、外出自粛や、感染リスクを下げるための受診行動等、県民一人一人がとるべき行動についての呼びかけ
- ・ 感染者及び濃厚接触者や、診療に携わった医療機関・医療関係者その他の対策に携わった方々に対する誤解や偏見に基づく差別を行わないことの呼びかけ

イ 県は、国との情報連携により、SNS等の媒体も積極的に活用し、様々な手段によ

り県民に対して迅速かつ積極的に情報提供・注意喚起を行う。

## (2) サーベイランス・情報収集

- ア 県は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という）第12条に基づく医師の届出による疑似症患者のほか、医師が感染を疑い必要と認める場合積極的に検査を実施する。
- イ 県は、中核市と連携し、衛生研究所、保健所及び民間の検査機関等の検査体制の強化を図るとともに、関係機関による会議体により PCR 検査の実施体制の把握・調整等を行う。
- ウ 県は、中核市と連携し、引き続き感染症発生動向調査を実施するとともに、市町村とも協力し、学校等での集団発生の把握の強化を図る。

## (3) まん延防止

- ア 県は、まん延防止策として、県内の感染状況を踏まえて、クラスター対策及び接触機会の低減を図る。
- イ 県は、厚生労働省や専門家と連携しながら、積極的疫学調査により、個々の濃厚接触者に対する健康観察、外出自粛の要請等を行うとともに、感染拡大の規模を正確に把握する。
- ウ 県は、クラスターが発生しているおそれがある場合には、法第24条第9項に基づき、当該クラスターに関係する施設の休業や催物（イベント）の自粛等の必要な対応を要請する。これに関連し、国や他都道府県で緊密に情報共有を行う。
- エ 県は、「密閉空間」「密集場所」「密接場面」という3つの条件が重なるような集まりについて自粛の協力を強く求めるとともに、全国的かつ大規模な催物等の開催については、適切な感染対策などリスクへの対応が整わない場合は中止又は延期することを含め、主催者による慎重な対応を求める。感染が拡大傾向にあり、オーバーシュートの予兆がみられた場合は期間を示した上で外出や催物の開催の自粛について協力を迅速に要請する。その結果、感染が収束に向かい始めた場合には、感染拡大のリスクの低い活動から自粛の要請の解除を行うこととする。
- オ 県は、クラスター対策を強化する観点から、国と連携し、保健所の体制強化に取り組むとともに、市町村と迅速な情報共有を行い、必要があると認めるときは、法第24条に基づく総合調整を行う。さらに他都道府県との迅速な情報共有に努める。
- カ 県は、国と協力し、医療施設や高齢者施設等において職員が感染源とならないようにすることも含め、院内感染や施設内感染対策を徹底するよう求めるとともに、必

要な措置を講ずる。

- キ 県は、学校設置者に対し、保健管理等の感染症対策について指導し、必要な支援を行うとともに、地域の感染状況や学校関係者の感染者情報について速やかに情報共有する。
- ク 県は、住民、事業所、学校、福祉施設、公共交通機関等に対し、手洗いや咳エチケット、部屋の換気等の感染防止のための行動、在宅勤務や時差出勤、発熱等の症状が見られる方の外出自粛勧奨、テレビ会議等の利用による移動を減らすこと等の感染拡大防止のための対策について呼びかける。
- ケ 県は、国が引き続き実施する水際対策について、協力した対応を行う。

#### (4) 医療

- ア 県は、引き続き、帰国者・接触者相談センターによる相談及び帰国者・接触者外来での外来医療の提供を行い、患者が認められた場合には、感染症法第 19 条に基づく感染症指定医療機関等への入院勧告・措置を実施し、まん延防止を行いつつ、患者に対し適切な医療提供を行う。
- イ 県は、患者が増加し、医療体制に支障をきたすおそれがある場合に次の対応に切り替えていくことを想定し、医療機関、医師会等関係機関、市町村とも連携しながら必要な体制の構築に努める。
  - ・ 患者が増加し重症者等に対する入院医療の提供に支障をきたすおそれがあると判断した場合は、厚生労働省に相談の上、入院治療が必要ない軽症者等は自宅療養とし、電話等情報通信機器を用いて遠隔で健康状態を把握する。
  - ・ 軽症者等が自宅療養とする際、家族構成等から高齢者や基礎疾患を有する者等への感染のおそれがある場合に、軽症者が宿泊施設等での療養を行うことや、同居家族が一時的に別の場所に滞在すること等、家族内感染のリスクを下げるための取組を検討する。
  - ・ 患者が増加し帰国者・接触者外来での医療体制に支障をきたすおそれがある場合には、医療需要に応じて、帰国者・接触者相談センターの体制を強化した上で、帰国者・接触者外来をさらに増設する。
  - ・ さらに、患者が増加し医療提供体制の限度を超えるおそれがあると判断した場合は、厚生労働省に相談の上、必要な感染予防策を講じた上で、一般の医療機関での外来診療を行うため、必要な体制整備を図る。
- ウ 県は、オーバーシュート（爆発的な感染拡大）や今後の感染者の大幅な増加を見据え、必要に応じ、法第 31 条に基づく医療等の実施の要請等も念頭におきつつ、以

下のように医療体制の確保に努める。

- ・ 新型コロナウイルス感染症の患者を優先的に受け入れる医療機関の内、重症患者を重点的に受け入れる医療機関の指定や感染が疑われる方への外来診療を原則行わない医療機関の設定など地域の医療機関の役割分担を行う。
- ・ 結核病床や一般の医療機関の一般病床等の活用も検討し、ピーク時の入院患者を受け入れるために必要な病床を確保する。
- ・ 専門性を有する医療従事者や人工呼吸器等に必要な医療機器・物資等を迅速に確保し、適切な感染対策の下での医療提供体制を整備する。
- ・ 医療機関は、業務継続計画（BCP）も踏まえ、必要に応じて医師の判断により延期が可能と考えられる予定手術や予定入院の延期を検討する。
- ・ 地域の診療所など一般の医療機関に勤務している医療従事者の協力について検討する。
- ・ 医療機関に対して協力を要請するとともに、医療機関の機能を維持するために必要な支援策を講じる。

エ 県は、国と連携しながら、都道府県域を越える場合も含めた広域的な搬送と医療体制を検討する。

オ 県は、聴覚障がい者の手話通訳や外国人向けの医療通訳の整備など、国の制度を活用しながら引き続き強化する。

カ 県は、市町村等が実施する法令に基づく健康診断や予防接種（乳幼児向け検診、予防接種など）については適切な感染対策の下で実施されるよう助言を行う。

## **(5) 経済・産業・雇用対策**

ア 県は、国の政策に連動しながら、市町村、経済団体、事業者等と連携して、地域の実情に応じた機動的、必要かつ十分な経済財政対策等を実施する。

## **(6) その他**

ア 人権等への配慮

(ア) 県は、患者・感染者や対策に携わった方々、その家族などに対する差別や偏見、いじめを防止するための必要な取組を行う。

(イ) 県は、各種対策を実施する場合には、県民の自由と権利の制限は必要最小限のものとするとともに、女性や障がい者などに与える影響を十分配慮して実施する。

イ 物資・資材の供給

県は、マスクや消毒薬など、必要な衛生資材については、引き続き国や企業と連携して確保を図るとともに、必要な配布を行う。

#### ウ 関係機関との連携の推進

県は、市町村や関係機関等と双方向の情報共有を強化し、連携しながら対策を推進する。

#### エ 社会機能の維持

(ア) 県は、国や市町村、関係団体、指定公共機関、指定地方公共機関など関係機関との情報共有を図り、感染拡大時の社会機能の維持のための体制整備を図るとともに、緊急事態宣言が出された場合などに備えた対応を検討する。

(イ) 県は、空港、港湾、医療機関等におけるトラブルなどを防止するため、必要に応じ、国等関係機関と連携し警戒警備を実施する。

(ウ) 警察は、混乱に乗じた各種犯罪を抑止するとともに、取り締まりを徹底する。

#### オ その他

県は、県内の発生状況や医療資源、経済社会状況等を踏まえ必要に応じて基本方針の変更を行う。